

保発 0326 第 26 号  
令和 6 年 3 月 26 日

健康保険組合連合会長  
共済組合連盟理事長  
日本私立学校振興・共済事業団理事長  
地方公務員共済組合協議会長  
全国土木建築国民健康保険組合理事長

殿

厚生労働省保険局長  
(公印省略)

高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令第四十条の二第五項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する件の告示について

高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令第四十条の二第五項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する件（令和 6 年厚生労働省告示第 119 号）が本日告示され、令和 6 年 4 月 1 日から適用される場所である。

改正の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、御了知いただくとともに、実施に当たっては、これらに留意の上、遺漏ないように取り扱われたい。

## 記

### 第 1 改正の趣旨

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 121 条第 1 項において、確定後期高齢者支援金の算定に用いることとされている確定後期高齢者支援金調整率については、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成 19 年政令第 325 号）第 25 条の 3 第 1 項において、各保険者の特定健康診査及び特定保健指導（以下「特定健康診査等」という。）の実施状況等に応じて加算又は減算することとしている（以下「加算・減算制度」という。）。

加算・減算制度においては、同項第 1 号の規定により、確定後期高齢者支援金調整率の加算対象となる保険者のうち、以下のいずれかの基準（以下「加算除外基準」という。）に該当するものについては、加算の対象外とすること

とされている。

- ① 特定健康診査等の実施状況が不十分であることについてやむを得ない事由があるものとして厚生労働省令で定める基準
- ② 各保険者に係る加入者の健康の保持増進のために必要な事業の実施状況が十分なものとして厚生労働省令で定める基準

このうち、加算除外基準②については、高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令(平成19年厚生労働省令第140号)第40条の2第5項において、事業の取組状況及び改善状況等を勘案し、厚生労働大臣が定めるものとされている。

今般、令和4年度以降における確定後期高齢者支援金調整率に係る加算除外基準②を見直すため、高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令第四十条の二第五項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準(令和2年厚生労働省告示第294号)について、所要の改正を行うもの。

## 第2 改正の内容

令和4年度以降の確定後期高齢者支援金に係る確定後期高齢者支援金率の加算除外基準②のうち、当該年度の前年度における特定健康診査等の実施率に係る基準について、それぞれ次に掲げる保険者の種類に応じ、それぞれに掲げる率以上であることとする。

- ・ 特定健康診査の実施率
  - ① 単一型健康保険組合及び共済組合 60/100
  - ② 総合型健康保険組合、日本私立学校振興・共済事業団及び算定政令第25条の3第1項第1号の規定により厚生労働大臣が定める組合 55/100
- ・ 特定保健指導の実施率
  - ① 単一型健康保険組合 7.5/100
  - ② 共済組合 10/100
  - ③ 総合型健康保険組合、日本私立学校振興・共済事業団及び算定政令第25条の3第1項第1号の規定により厚生労働大臣が定める組合 3.5/100

## 第3 適用期日

令和6年4月1日

○厚生労働省告示第百十九号  
 高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令（平成十九年厚生労働省令第百四十号）第四十条の二第五項の規定に基づき、高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令第四十条の二第五項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（令和二年厚生労働省告示第百九十四号）の一部を次の表のよう  
 令和六年三月二十六日  
 厚生労働大臣 武見 敬三  
 （傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令（以下「算定省令」という。）第四十条の二第五項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準は、次に掲げる要件を満たすものであることとする。</p> <p>一 当該年度の前年度における特定健康診査等（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号。以下「法</p>	<p>高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令（以下「算定省令」という。）第四十条の二第五項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準は、次に掲げる要件を満たすものであることとする。</p> <p>一 当該年度の前年度における特定健康診査等（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号。以下「法</p>

という。第十八条第二項第一号に規定する特定健康診査等をいう。）の実施状況が、次に掲げる基準のいずれかを満たすこと。

イ 特定健康診査（法第十八条第一項に規定する特定健康診査をいう。）の実施率（算定省令第四十条の二第二項に規定する特定健康診査の実施率をいう。）が次に掲げる保険者の種類に応じ、それぞれに掲げる率以上であること。

(1) 健康保険組合（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第十一条第一項の規定により設立されたものに限る。以下「単一型健康保険組合」という。）及び共済組合 百分の六十

という。第十八条第二項第一号に規定する特定健康診査等をいう。）の実施状況が、次に掲げる基準のいずれかを満たすこと。

イ 特定健康診査（法第十八条第一項に規定する特定健康診査をいう。）の実施率（算定省令第四十条の二第二項に規定する特定健康診査の実施率をいう。）が次に掲げる保険者の種類に応じ、それぞれに掲げる率以上であること。

(1) 健康保険組合（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第十一条第一項の規定により設立されたものに限る。以下「単一型健康保険組合」という。）及び共済組合 百分の四十五

<p>二 (略)</p>	<p>(2) 健康保険組合（健康保険法第十一条第二項の規定により設立されたものに限る。以下「総合型健康保険組合」という。）、日本私立学校振興・共済事業団及び前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十九年政令第三百二十五号。以下「算定政令」という。）、第二十五条の三第一項第一号の規定により厚生労働大臣が定める組合 百分の五十五</p> <p>ロ 特定保健指導（法第十八条第一項に規定する特定保健指導をいう。）の実施率（算定省令第四十条の二第三項に規定する特定保健指導の実施率をいう。）が次に掲げる保険者の種類に応じ、それぞれに掲げる率以上であること。</p> <p>(1) 単一型健康保険組合 百分の七・五</p> <p>(2) 共済組合 百分の十</p> <p>(3) 総合型健康保険組合、日本私立学校振興・共済事業団及び算定政令第二十五条の三第一項第一号の規定により厚生労働大臣が定める組合 百分の三・五</p>
<p>二 (略)</p>	<p>(2) 健康保険組合（健康保険法第十一条第二項の規定により設立されたものに限る。以下「総合型健康保険組合」という。）、日本私立学校振興・共済事業団及び前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十九年政令第三百二十五号。以下「算定政令」という。）、第二十五条の三第一項第一号の規定により厚生労働大臣が定める組合 百分の四十二・五</p> <p>ロ 特定保健指導（法第十八条第一項に規定する特定保健指導をいう。）の実施率（算定省令第四十条の二第三項に規定する特定保健指導の実施率をいう。）が次に掲げる保険者の種類に応じ、それぞれに掲げる率以上であること。</p> <p>(1) 単一型健康保険組合及び共済組合（新設） 百分の五・五</p> <p>(2) 総合型健康保険組合、日本私立学校振興・共済事業団及び算定政令第二十五条の三第一項第一号の規定により厚生労働大臣が定める組合 百分の二・五</p>